　　　魚沼市地下水の保全に関する条例施行規則

平成27年 3月20日　規則第11号

令和元年 7月 3日　規則第 1号

(趣旨)

第1条　この規則は、魚沼市地下水の保全に関する条例(平成27年魚沼市条例第26号。以下｢条例｣という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の用に供する井戸)

第2条　条例第10条ただし書に規定する井戸とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

　(1)　公共用の水道水源井戸

　(2)　市道消雪施設用井戸

　(3)　前号に準ずる施設で市長が必要と認める井戸

(許可の申請)

第3条　条例第12条及び第19条の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した井戸設置許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

　(1)　住所、氏名又は名称(法人にあっては、事

★井戸の申請に関する様式

○井戸設置許可申請書

　→井戸を新規に掘削するときに提出

○井戸設置工事完了届出書

　→井戸検査を受けてから30日以内に提出

○揚水機更新届出書

　→揚水機を入れ替えするときに提出

　　既存の揚水機より吐出口径の大きな揚水機

　　を入れる場合は、井戸設置許可申請となり

　　ます。

　　入れ替えする井戸が登録されていなかった

　　場合は、「井戸設置済届出書」の提出が必要

○井戸所有承継届出書

　→住宅の売買等により、その住宅に付随して

　　いた井戸の所有も引き継ぐ場合に提出

　　既存井戸の登録がされていなかった場合は

　　は、「井戸設置済届出書」で新所有者が届出

　　する。

○地下水の揚水量報告書

　→事業用の特別許可を受けた井戸は、1年に1

　　回揚水量の報告を行う。

○井戸廃止届出書

　→既存井戸を廃止したときに提出

○井戸設置済届出書

　→既設井戸を所有している場合は提出

　　　 業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

　(2)　井戸の設置場所

　(3)　申請区分(地下水の使用目的)

　(4)　消雪用井戸の場合は消雪範囲の面積

　(5)　事業用井戸の場合は事業地面積

　(6)　井戸の掘さく深度及びケーシングの口径

　(7)　揚水機の仕様及び吐出口径

　(8)　1日当たりの最高取水予定量(事業用井戸

　　　 に限る。)

　(9)　1宅地又は1事業地における他の井戸の有

　　　 無及びその本数

(10)　井戸の掘削方法

(11)　地下水の利用計画(事業用井戸に限る。)

(12)　その他市長が必要と認める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

　(1)　井戸の設置場所の位置を示す図面

　(2)　井戸の構造図

　(3)　消雪用井戸の場合は、消雪範囲を示す図面とその面積の根拠

　(4)　地下水の利用計画書(事業用井戸に限る。)

　(5)　借地の場合は、土地所有者の承諾書

　(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

(工事完了の届出)

第4条　条例第18条の規定による届出をしようとする者は、井戸設置工事完了届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(更新の届出)

第5条　条例第20条の規定による届出をしようとする者は、揚水機更新届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第6条　条例第21条の規定による届出をしようとするものは、井戸所有承継届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(揚水量の定期報告)

第7条　条例第22条の規定による報告は、毎年4月末日までに、前年度の地下水の揚水量等について地下水の揚水量報告書(様式第5号)に記載し、市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第8条　条例第23条の規定による届出をしようとする者は、井戸廃止届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(表示板の様式)

第9条　条例第15条に規定する表示板の様式は、様式第7号のとおりとする。

(立入調査をする職員の身分証明)

第10条　条例第32条第2項に規定する身分証明書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(施工業者の登録申請)

第11条　条例第25条第1項の規定による登録を受けようとする者は、井戸施工業者登録申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

★業者登録制度に関する様式

○井戸施工業者登録申請書

　→初回に業者登録を行うとき、また、更新の

　　登録を行うときに提出

　　【添付書類】誓約書（申請書裏面）

　　　　　　　　法人事業者は３箇月以内に取

　　　　　　　　得した登記簿謄本

○登録証

　→業者登録申請の受理後、市の管理する台帳

　　へ登録されたら登録証を交付します。

○登録事項変更・登録事業廃止届

　→登録した内容に変更があったとき、または

　　事業を廃止したときに提出

○施工業者変更届

　→井戸の設置許可後、施工業者を変更する場

　　合に提出。変更後の施工業者も登録業者で

　　ないとなりません。

　(1)　条例を遵守する旨の誓約書

　(2)　法人事業者にあっては3箇月以内に取得した

　　　 登記簿謄本

(登録証の様式)

第12条　条例第26条に規定する登録証の様式は、様式第10号のとおりとする。

(登録事項の変更等)

第13条　条例第27条の規定による届出をしようとする者は、登録事項変更兼登録事業廃止届(様式第11号)にその事項を確認できる書類を添付して、当該変更が生じた日から30日以内に市長に届け出なければならない。

(登録の更新)

第14条　条例第28条の規定による申請をしようとする者は、井戸施工業者登録申請書(様式第9号)及び第11条の規定による書類を市長に提出しなければならない。

(施工業者変更届)

第15条　条例第10条及び第11条の規定による許可の決定を受けた者は、条例第30条第2項の規定により井戸の施工業者が変更となる場合は、工事着手前に施工業者変更届(様式第12号)により市長に届け出なければならない。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則の廃止)

2　魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則(平成16年魚沼市規則第140号)は廃止する。

附　則(令和元年7月3日規則第1号)

(施行期日)

1　この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、これを使用することができる。